兵庫県労委平成21年(不)第10号・第13号

命令書写

神戸市中央区

申 立 人 X 労働組合

代表者 支部執行委員長 x

姫路市

被申立人 株式会社 Y,

代表者 代表取締役 у 1

同 姫路市

株式会社Y。

代表者 代表取締役 у 2

上記当事者間の兵庫県労委平成21年(不)第10号・第13号Y₃不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成25年8月20日第1437回公益委員会議において、会長公益委員滝澤功治、公益委員正木靖子、同大内伸哉、同小原健男、同神田榮治、同関根由紀、同米田耕士出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主文

- 1 被申立人株式会社Y₁及び同株式会社Y₂は、申立人X労働組合の組合員A、B、C、D、E、F及びGに対し、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 被申立人株式会社 Y₁及び同株式会社 Y₂は、両社のいずれかにおいて、上記組合員 7人が申立外株式会社 Y₃から解雇された時点での原職に相当する職務(以下「原職相当職」という。)に直ちに就労

させること、又は原職相当職での就労機会を与える事業者を当該事業者の了承を得た上で書面により提示すること。

- (2) 被申立人株式会社 Y₁及び同株式会社 Y₂は、上記組合員 7人に対し、連帯して平成 2 1 年 1 0 月 1 日から上記(1)の就労又は提示までの間の賃金相当額(申立外株式会社 Y₃が平成 2 1 年 7 月から同年9月までの間に支払った賃金の 1 か月当たりの平均額を 1 か月分の賃金相当額として計算した額。次項において同じ。)に年 5 分の割合による金員を加算して支払うこと。
- (3) 上記組合員7人の労働条件については、申立外株式会社Y₃が当該組合員を解雇した時点と同程度のものとすること。
- 2 被申立人株式会社 Y_1 及び同株式会社 Y_2 は、申立人X労働組合の組合員であった故 H_1 の相続人である H_2 に対し、連帯して平成21年10月1日から平成24年9月20日までの間、故 H_1 が申立外株式会社 Y_3 に雇用されていたとしたなら支払われるべき賃金相当額に年5分の割合による金員を加算して支払わなければならない。
- 3 被申立人株式会社 Y_1 及び同株式会社 Y_2 は、本命令書写し交付の日から7日以内に、下記文言を記載した文書を申立人X労働組合に手交しなければならない。

記

平成 年 月 日

X労働組合

支部執行委員長 x 様

株式会社 Y_1 代表取締役 y_1 株式会社 Y_2 代表取締役 y_2

貴組合が平成21年9月3日付けで申し入れた団体交渉に株式会社 Y_1 が応じなかった行為は労働組合法第7条第2号の不当労働行為に、株式会社 Y_3 が同月30日付けで解散し、貴組合の組合員を同日付け で解雇した行為は労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為

にそれぞれ該当し、これらの不当労働行為の責任を株式会社 Y_1 及び株式会社 Y_2 が負うべきであると兵庫県労働委員会において認定されました。

株式会社 Y_1 及び株式会社 Y_2 は、今後、このような行為を繰り返さないよう誓約します。

4 その余の申立ては棄却する。

理 由

- 第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨
 - 1 事案の概要

本件は、申立人 X 労働組合(以下「組合」という。)が申し入れた団体交渉に被申立人株式会社 Y_1 (以下「 Y_1 」という。)が正当な理由なく応じなかったことが労働組合法(以下「労組法」という。)第7条第2号の不当労働行為に該当し、また、申立外株式会社 Y_3 (以下「 Y_3 」という。)が解散し、組合の組合員(以下「組合員」という。)を解雇したことが、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当し、これらの不当労働行為の責任を、主位的には Y_1 から事業譲渡を受けたことにより責任を承継した被申立人株式会社 Y_2 (以下「 Y_2 」という。)が負い、予備的に Y_1 が負うとして、救済申立てがあった事案である。

- 2 請求する救済の内容の要旨
 - (1) 平成21年(不)第10号(以下「10号事件」という。)
 - ア Y_2 は、組合が平成 2 1 年 9 月 3 日付けで求めた①同月 3 0 日に Y_3 を解散し、全従業員を解雇する旨の同年 8 月 1 1 日の Y_3 の発言内容、② Y_3 を解散し、全従業員を解雇すると判断せ ざるを得なかったとの発言内容に関し、根拠資料を提示し、丁寧な説明を行うことを議題とする団体交渉に誠実に応じなければならない。
 - イ 謝罪文の掲示及び交付
 - ウ Y₂に対し上記ア及びイが認められない場合、Y₁に対し同様

のことを求める。

- (2) 平成21年(不)第13号(以下「13号事件」という。)
 - ア Y_2 は、次の措置を含め、組合員である A、 B、 C、 D、 E、 F及び G に対する Y 平成 Y_2 1年 9月 30日付けの解雇がなかった と同様の状態を回復させなければならない。
 - (7) 解雇当時の原職又は原職相当職に復帰させること。
 - (4) 解雇の日から職場復帰までの間、上記組合員が受けるはずであった賃金相当額及びこれに対する年6分の割合による遅延損害金を加算して支払うこと。
 - イ Y_2 は、組合員であった故 H_1 に対する平成21年9月30日付けの解雇がなかったものとし、解雇の日から死亡の日(平成24年9月20日)までの間に同組合員が受けるはずであった賃金相当額及びこれに対する年6分の割合による遅延損害金を加算し、これを故 H_1 の相続人である H_2 に支払わなければならない。
 - ウ 誓約文の掲示及び交付
 - エ Y₂に対し上記アないしウが認められない場合、Y₁に対し同様のことを求める。

第2 本件の争点

- 1 Y_1 が、組合による平成 2 1 年 9 月 3 日付け団体交渉申入れに応じていないことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか。(争点 1)
- 2 Y_1 が、 Y_3 の解散を理由として組合員を解雇したことは、組合及び組合員の排除を目的とした不利益取扱い及び支配介入に当たるか。 (争点 2)
- 3 Y₂は、Y₁の上記1又は2の責任を承継したか。(争点3)

第3 当事者の主張

- 1 申立人の主張
 - (1) 不当労働行為制度上の「使用者」 労組法第7条の「使用者」とは、労働者との間で労働契約を締

結した直接の当事者だけでなく、「労働者の労働関係上の諸利益に 影響力ないし支配力を及ぼし得る地位にある一切の者」をいう。

これは「労働関係に対して、不当労働行為法の適用を必要とするほどの実質的な支配力ないし影響力を及ぼし得る地位にある者」というべきである。

(2) 団体交渉の拒否

ア 団体交渉の拒否

平成21年9月3日、組合は、 (\mathbb{I}) Y $_3$ を解散して全従業員を解雇する旨の通告の撤回、 (\mathbb{I}) Y $_3$ を解散して全従業員を解雇すると判断せざるを得なかった根拠について資料を提示し丁寧な説明を行うことを求めて (\mathbb{I}) Y $_3$ 及び (\mathbb{I}) Y $_4$ に団体交渉を申し入れたが、両社は正当な理由なく応じなかった。

イ Y₃とY₁の関係

- (7) Y_3 と Y_1 は、資本及び役員において、 Y_1 の創業者である y_3 及びその親族が支配している。
- (4) Y_3 と Y_1 の間に資本関係はないが、株主及び役員が共通している。
- (\dagger) Y_3 には運転手以外の従業員はおらず、 Y_3 の労務・人事・会計や運搬計画等は Y_1 の役員又は従業員が行うなど、両社の労務関係は混同していた。
- (エ) 両社の本店所在地は同一敷地内であり、これを使用場所を 区分することなく利用し、営業用財産等を共同で使用してい た。
- (t) Y_3 は、主に Y_1 の注文により、製鋼原料や Y_1 が加工した 商品を運搬することを事業内容としており、両社は専属的取 引関係にあった。

ウ Y₃の法人格の形骸化

 Y_1 が Y_3 を実質的、現実的に支配していたことは明らかであり、 Y_3 は Y_1 の鉄関連業務の一運輸部門に過ぎず、その法人格は形骸化していた。したがって、 Y_3 は組合員の形式上の使用者であるに過ぎず、 Y_1 は組合員の使用者であるにもかかわらず、組合との団体交渉を正当な理由なく拒んだものである。

- (3) Y 3の解散・組合員の解雇
 - ア Yュの解散理由
 - (7) Y_3 は、解散の理由を「経営状況の悪化」としているが、 平成 1 8 年度から平成 2 0 年度の経常利益は下降しながらも 順調に推移し、同年度の税引前利益の赤字は固定資産売却損 を計上したためであるから、 Y_3 の業績が悪化したとは認め られない。
 - (4) Y_1 は業績が悪化していたと主張するが、事業縮小や人員整理をしたことはなく、 Y_3 を解散した時期である平成21年10月に兵庫県から約6億300万円で姫路市〇〇、合計28,047.52㎡の姫路港入船地区港湾関連用地(以下「今在家の土地」という。)を購入し、平成22年6月に延べ床面積9,000㎡を超える事務所建物及びパイレン処理場、機械プラント据付棟、成品・原料ヤード等の工作物(以下「新工場」という。)を建設して操業していることから、 Y_1 の業績が悪化したとはいえない。
 - (ウ) Y₃は株式会社 I (以下「I」という。) が自社処理能力を 持ち仕事がなくなると説明していたが、そのような事実が実 際にあったのか不明である。
 - (エ) Y_3 解散後、 Y_1 は、他の運送会社に運送業務を依頼しているが、 Y_3 が使っていた「Jカラー」の運送車両が Y_1 に出入りしていた。
 - (\dagger) 組合と組合員を排除するために、 Y_1 と Y_3 、 y_3 及びその 親族が共謀して Y_3 を解散し、従業員を解雇したものであり、 Y_3 の解散は偽装解散である。

イ 組合嫌悪

- (7) Y₁は、組合が結成される以前から労働組合を嫌悪し、結成以後も、組合結成の首謀者探しを行い、組合員に対して細かなミスや違反の指摘、始末書提出の強要等の嫌がらせを行うなど、組合を嫌悪する態度が顕著であった。
- (4) 組合の書記長 K (以下「K書記長」という。)が Y_1 の代表 取締役であり、 Y_3 の取締役でもあった y_1 (以下第4の1(5)

及び3(11)を除き、「 y_1 取締役」という。)と面談したときに会社側の同席者がK書記長に述べたところによれば、 y_3 は組合を嫌悪して Y_3 を解散する決断をしたとのことである。

- (†) 平成21年3月10日に組合員がY₃の事務所を訪問したときや、平成23年1月20日及び6月13日にY₂に団体交渉の申入れをしたときにも、会社側は組合を嫌悪する態度であった。
- (エ) Y_3 の非組合員の運転手が、 Y_3 の解散後、 Y_1 や y_3 に関わりのある会社に勤務し、解散前と同じように Y_1 に出入りしていたのは、非組合員に対する就職のあっせんが行われたためである。

ウY3の法人格の濫用

仮に Y_3 の法人格が形骸化しているとまではいえないとしても、 Y_1 は申立人組合を嫌悪しており、 Y_3 に存在する労働組合を壊滅させるという違法、不当な目的を達する手段として Y_3 の法人格を濫用したということができ、また、その濫用の程度は顕著かつ明白というべきであるから、組合員との労働契約関係に関する限り、 Y_3 の法人格は認められない。

(4) Y₂の不当労働行為責任

ア Y」からY2への事業譲渡

- (7) Y₂は、Y₃の解散から約半年後の平成22年3月に設立されており、y₃及びその親族が使用者としての責任追及を免れるために、秘密裡に設立した会社である。
- (4) このことは、 Y_1 が今在家の土地を兵庫県から購入して新工場を建設し、同所での操業開始後わずか2か月程度で Y_2 に土地建物を譲渡していることからも明らかである。
- (†) Y_1 及び Y_2 は事業譲渡を認めていない。しかし、以下の事実から、 Y_1 から Y_2 へ事業譲渡が行われ、それに伴って労働契約関係も Y_2 が承継したものと判断できる。
 - a Y_2 設立時の代表取締役は y_3 であり、役員にはその親族や Y_1 の関係者が就任している。現在の代表者は y_3 の二女である y_2 であるが、代表取締役としての実権はなく、 y_3

が実権を握っている。

- b Y_2 の事業目的は、製鉄原材料の加工・販売等で、 Y_1 の主要な事業目的と共通している。
- \mathbf{c} \mathbf{Y}_2 に出入りしている運送業者は \mathbf{Y}_1 が依頼していた業者と同じである。その車両は、 \mathbf{Y}_1 に出入りしていたときと同じ仕様であるし、無線も同じものである。
- d 平成 2 4年 2 月の時点において、 Y_1 の本店所在地の土地は売却され、看板も撤去されて閉鎖状態にある。これは、 Y_1 が Y_2 に事業譲渡を行ったことにより、 Y_1 が競業避止義務を負い、鉄関連業務を行うことができなくなったためであると考えられる。
- e Y_1 は、今在家の土地を兵庫県から購入して新工場を建設し、同所での操業開始後わずか 2 か月程度で Y_2 に譲渡している。今在家の土地の所有権移転について兵庫県は、 Y_1 と同様の土地利用がなされることを理由に承認している。
- (I) 鉄関連業務は深い信頼関係を必要とする特殊な業務であるにもかかわらず、 Y_2 には従業員は5人しかいないから、 Y_2 が Y_1 と同様の鉄関連業務を行うためには、 Y_1 から I その他の取引先やノウハウを有する従業員を引き継がなければならない。

そして、 Y_2 は何ら実績のない会社であるにもかかわらず、 Y_1 から極度額 6 億円の債務を引き受けており、これらのことから考えて、 Y_2 は、 Y_1 から取引先や従業員を引き継いでいるといえる。

イ Y。の不当労働行為責任

- (7) Y₁の創業者である y₃及びその親族は、組合を排除し、組合員に対する責任を免れるために、秘密裡に Y₂を設立し、 Y₁の鉄関連業務を全て事業譲渡した。それに伴い、 Y₁の労働契約関係も Y₂が承継した。したがって、 Y₂が組合員の使用者たる責任を負う。
- (4) 仮に事業譲渡が行われておらず、Y₁が鉄関連業務を継続

しているとすれば、 Y_1 は組合員に対する使用者責任を免れない。

2 被申立人の主張

(1) Y₁の主張

ア 不当労働行為制度上の「使用者」

不当労働行為禁止規定における「使用者」とは、雇用主若しくは雇用主以外の事業主であって「その労働者の基本的な労働条件等について雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にある」ものとされている(最高裁平成7年2月28日判決)。

いたずらに定義を広げる組合の主張は、最高裁の判例に反するものである。

イ Y₃とY₁の関係

- (ア) 株主はおおよそ共通しているが、この事実から、両社が対 等な関係にあることは推認できても、どちらか一方の会社が もう一方の会社の支配的な立場にあるとはいえない。
- (4) 役員はほぼ共通している。しかし、両社間には平成17年頃から資本関係はなく、 Y_3 の役員が Y_1 から派遣されてきた役員であるとか、一方の会社が、他方の会社を支配し、影響力を及ぼしているとはいえない。
- (†) y_3 は、両社の創業者であるが、病気のため平成17年頃から所有株式を譲渡するなどしており、 Y_3 解散当時は経営の第一線から退いていた。その時点で、 Y_3 の役員や株主でなく、 Y_1 においても株式の30%を保有していたものの、代表権のない取締役に過ぎない。
- (エ) Y_3 の労務指揮全般を取り仕切っていたのは、 Y_1 からの出向社員であり、出向社員が配車業務をすることができないときは他の者に委託していた。ただし、 Y_3 の事務業務は Y_1 の従業員が行っていた。
- (t) Y_1 は運輸業を行っておらず、専ら運輸業を行う Y_3 と業務が混同されることはない。また、 Y_3 は、運送車両等営業に不可欠な財産を自己所有していた。よって、 Y_3 の法人格が

完全に形骸化していたとはいえない。

(t) Y_3 と Y_1 は、登記上別の会社であり、親子会社の関係にもなく、連結決算も行っておらず、さらに専属的取引関係があるわけでもない。また、 Y_1 は Y_3 を現実的統一的に管理支配していたわけでもない。よって、 Y_1 は、 Y_3 の従業員の使用者には当たらず、 Y_1 に対する本件申立ては、却下されなければならない。

ウ団体交渉

 Y_1 は、組合員の使用者ではなく、団体交渉に応じる義務はない。

- エ Ygの解散・組合員の解雇
 - (ア) Y₃の解散理由
 - a Y_3 の業績は、リーマンショック以降の不況によって、 Y_1 の取扱数量が半減したことから、急速に悪化した。

そのため、資産売却により債務を圧縮したり、役員報酬をカットしたほか、従業員の手当のカットを検討するなどの経営努力を行った。

しかし、売上げの低迷が続き、経費節減ができなかったことから、経営状況は悪化の一途をたどり、資金繰りのショートが目前に迫ったため、 Y_3 の経営陣は熟慮を重ねて会社解散を決定した。

- b Y_3 解散前、 Y_1 が Y_3 に依頼していた業務は他の複数の 運送業者により処理されており、 Y_3 解散後、 Y_1 は、 Y_3 の事業を引き継いではいないから、偽装解散ではない。
- (4) 組合嫌悪
 - a Y_3 は反組合的態度を示していない。また、 Y_1 はそもそも使用者ではない。
 - b 平成21年3月10日に組合員が事務所を訪問した際に 警察を呼んだのは、突然大人数で押しかけ大声を上げたた めである。
- (f) Y₃は、同年9月30日、株主総会決議により解散をし、現在清算手続に入っている。Y₃に存在する労働組合を壊滅

させるという違法、不当な目的を有しないから、 Y_3 の法人格を濫用したともいえない。 Y_3 の解散は、偽装解散ではなく、 Y_3 は組合員を不当解雇していない。

オ Y,からY。への事業譲渡

Y₁がY₂に今在家の土地及び新工場を売却したことは事実であるが、事業譲渡については知らない。

カ原職復帰の実現可能性

 Y_1 は運送業務を行っておらず、営業ナンバーをつけた貨物自動車も保有していないから、現実問題として、組合員が Y_1 で原職復帰することは不可能である。

(2) Y 2の主張

ア Y」からY。への事業譲渡

 Y_1 の取引先が Y_2 に引き継がれ、 Y_1 や Y_3 の業務が Y_2 に引き継がれているという申立人の主張については知らない。

- イ Y。の不当労働行為責任
 - (7) Y_2 の設立は、組合が主張するような使用者責任の追及を 免れるためではない。
 - (4) 事業譲渡契約の締結もないのに、労働契約が承継されるとの主張は強引である。

また、仮に事業譲渡があったとしても、事業譲渡が成立した段階では、 Y_1 内に運送業務は存在しなかったはずであり、その対象とはならないのが通常である。

- (†) Y_2 が雇用した従業員は 5 人で、いずれも Y_2 設立後雇用した者であり、 Y_1 及び Y_3 の労働者であった者は存在しない。 Y_2 が Y_1 の従業員の雇用を承継しているという事実はなく、 したがって、 Y_2 が組合員の雇用のみを承継せず、組合員を排除したというような事実はない。
- ウ原職復帰の実現可能性

Y₂に運送業務は存在せず、組合員が就労すべき業務は存在 しない。

第4 認定した事実

1 当事者等

(1) 組合は、港湾産業及びこれに関連する事業の労働者で組織する 個人加入の労働組合であり、審問終結時における組合員数は39 0人である。

 Y_3 には平成 2 1 年 3 月 1 日に結成された X_1 分会があり、結成時の分会員数は 1 3 人であったが、平成 2 5 年 2 月 1 5 日の審問終結時には 7 人である。

(2) Y₃は、昭和63年5月に設立された有限会社Y₃を、平成18年9月に株式会社Y₃に商号を変更した株式会社であり、主たる業務は貨物運送取扱業及び自動車貨物運送業であったが、平成21年9月30日に解散している。

 Y_3 の運送業務を行う運転手は全て Y_3 の従業員であり、本件不当労働行為救済申立て時の従業員はダンプカー等の運送車両の運転手 2 1 人とされているが、運転手に対する配車業務、無線連絡及び労務管理は Y_1 から Y_3 に出向していたL課長が行い、同じく Y_1 から Y_3 に出向していたMが総務、車両管理等を行っていた。L課長及びMの給料は Y_1 が負担していた。

(甲1の3、乙29、34、第2回審問y₁証言p6~9)

- (3) Y₁は、昭和58年4月に設立され、主たる業務は鉄資源の加工処理及び販売である。従業員数は、平成21年10月時点で約75人、平成23年6月時点で41人(うち鉄関連部門18人)となり、平成25年2月15日の審問終結時には約50人である。(甲89、115、乙38、39の1~18)
- (4) Y₂は、平成22年3月に製鋼原材料の加工及び販売等を目的に設立された株式会社である。従業員数は、平成23年6月時点で5人で、平成25年2月15日の審問終結時の従業員数は不明である。(甲101、丙1、2の1~5)
- (5) Y_3 及び Y_1 の創業者は、 y_3 である。同人は、 Y_2 の株主であるかどうかは不明であるが、 Y_1 の株主であり、平成16年頃までは Y_3 の出資者であり、また、 Y_3 及び Y_1 については平成21年3月まで、 Y_2 については設立時から平成22年9月まで代表

取締役であった。

 Y_3 及び Y_1 の株主は、 y_3 が Y_1 の株主であるほか、同人の妻であるN、長男であるO、長女であるP、二女である y_2 、三女であるQの5人で共通しており、また、両社の役員は、 y_3 のほか、 Y_3 については上記5人のうちPの代わりにその夫である y_1 が取締役に就任し、 Y_1 については上記5人と y_1 及びIから出向していたRが就任している。 Y_2 は、株主は不明であるが、設立時取締役は y_3 、Oの妻S及び y_2 の3人であり、同月17日付けで y_3 の後任としてRが就任し、平成23年1月24日付けでTが就任している。なお、 Y_1 の従業員であるMはQの夫である。

 Y_3 の代表取締役は、平成 2 1 年 3 月までは y_3 2 0 の 2 人であったが、同年 4 月からは 0 のみとなり、同年 9 月の解散後は 0 が代表清算人となっている。また、 Y_1 の代表取締役は、同年 3 月までは y_3 のみであり、その後は y_3 に代わって 0 及び y_1 の 2 人又はこれに N が加わった 3 人であったが、平成 2 4 年 2 月からは y_1 のみとなっている。さらに、 Y_2 の代表取締役は平成 2 2 年 9 月までは y_3 、それ以降は y_2 である。

なお、 Y_3 、 Y_1 及び Y_2 の役員の構成は別表1のとおりである。 (甲1の3、62、101、115、乙5、27、28)

(6) Y_3 の本店所在地は姫路市〇〇であり、 Y_1 の本店所在地は同所同番地の〇であるが、事務所は建物内の同じ部屋を使用していた。 Y_3 は、 Y_1 の事務所の一部を無償で借りており、事務所の費用を負担していなかった。また、 Y_1 の重機及び Y_3 の運送車両等の駐車場として使用していた土地は、 Y_1 が賃借し、その賃貸料の半分を Y_3 が負担していた。

 Y_3 は、運送車両を所有又はリースによって保有していた。これらは、製鋼原料等の運搬のための特殊な仕様の荷台を持ち、「Jカラー」と呼ばれる紺色に白色のライン 1 本を引いた塗装が施された車両(以下「「Jカラー」の車両」という。)であり、 Y_1 の重機と通し番号を付して管理されていた。また、 Y_3 のファクシミリの番号は Y_1 と共通で、タイムレコーダー等の備品も Y_1 と共同で使用していた。

 Y_3 の運送業務の取引先は、平成 2 1 年 3 月以前は Y_1 以外の企業もあり、 2 0 社以上と取引していた時期もあるが、同年 4 月以降は Y_1 のほか 1 、 2 社という状態となり、同年 7 月以降は Y_1 のみとなった。 Y_1 及び Y_3 の両社は、構内用及び運転手用無線機を用いて構内の交通整理を行っていた。

(甲1の3、14、41、44、45、114、115、127、
 乙7、16、34、第2回審問y₁証言p9~11、第4回審問y₁証言p14~17、26~30、第7回審問U証言p13~14)

- 2 組合結成からY₃解散までの経緯
 - (1) 平成 2 1 年 2 月 2 1 日、 Y_3 は、平成 2 0 年 9 月に発生したいわゆるリーマンショック後の景気の悪化による会社の経営状況の悪化のため、従来会社の業績・業務の負荷等を勘案し、2 5, 0 0 0 円を限度として支給していた特別手当及び担当車両の取扱い、手入れ、保全等について優れている者に 1 0, 0 0 0 円を限度として支給していた愛車手当のカットを従業員に通告した。(甲 2 、 1 7、 4 0、第 2 回審問 y_1 証言 p 1 3)
 - (2) 平成21年3月1日、Y₃の従業員13人が組合に加入し、組合のX₁分会を結成した。同月3日、組合はY₃の本店事務所を訪問して労働組合結成通告・団体交渉申入書等を提出したところ、L課長が受け取った。申し入れた団体交渉の議題は、特別手当及び愛車手当のカットの撤回、就業規則の写しの交付、超過勤務手当額の是正等であった。同日、Mは、「組合をつくった首謀者を探せ」との指示を班長に出した。(甲2、3、55、56、第1回審問U証言p4~6)
 - (3) 同月4日以降、 Y_3 が従業員に対し伝票や日報の記入ミス、連絡表のサイン忘れ、荷役時のヘルメット未装着等の細かなミスや違反を指摘して始末書等の提出を求める頻度が増加したが、組合員に対し提出を求める頻度は非組合員に比べて顕著に増加した。このような Y_3 の対応に抗議するため、同月10日、 X_1 分会以外の組合の組合員を含む三十数人の組合員が Y_3 の本店事務所を訪問したところ、 Y_3 の y_1 取締役は帰るように述べ、飾磨警察署に

通報した。同日、 y_1 取締役は団体交渉を行うことを了承し、その日程調整が行われた。(甲 5 、4 0 、5 5 、5 6 、6 0 、2 1 4 の $1 \sim 1$ 9 、1 5 の $1 \sim 9$ 5 、第 1 回審問U証言 p 1 1

- (4) 同月19日、y₁取締役及びL課長が出席して組合とY₃との第 1回団体交渉が実施され、組合は特別手当及び愛車手当のカット の撤回、就業規則の写しの交付、超過勤務手当額の是正等を求め た。(甲19、乙11の1、第1回審問U証言p12、第2回y₁ 証言p15)
- (5) 同年4月9日、第2回団体交渉が実施され、y₁取締役は、特別手当及び愛車手当のカットを撤回し、就業規則の写しを交付するとともに、超過勤務手当額等については今後は法律に基づいて計算した金額を支払う旨を述べた。(甲19、乙11の2、第1回審問U証言p12~13、第2回y₁証言p16)
- (7) 同年 6 月 2 5 日、 Y₃は、経営状況が厳しく夏季一時金を支給 することはできない旨をファクシミリで組合に回答した。

同日、 Y_3 との第4回団体交渉が実施された。 y_1 取締役は、平成 18年 9 月から平成 2 0 年 8 月までの資金繰り実績表を示し、売上げの落込みを説明し、経営状況が厳しいので、夏季一時金を支給することはできない旨を述べ、 Y_1 は Y_3 と登記も会計も別で、連結決算もしていないので、 Y_1 に関する資料を提出することはできない旨を述べた。組合は、夏季一時金についての再回答を求めるとともに、 Y_1 が Y_3 を支配しているので、 Y_1 と団体交渉をしないと問題は解決しない旨を述べ、 Y_1 との団体交渉を求めた。

平成21年6月26日、 y_1 取締役は、一人当たり月2~3日の休業及び賃金の20%カットを実施しなければ会社は存続することができない旨を従業員に説明した。

(甲6、19、乙6、11の4、第1回審問U証言p15、第2回y₁証言p16~17)

- (8) 同年7月3日、 Y_3 との第5回団体交渉が実施された。 y_1 取締役は、会社存亡の危機であり、従業員の夏季一時金は支給せず、役員報酬も支給しない旨を述べ、賃金の20%カット及び雇用調整助成金を申請する前提で一人当たり月に $2\sim3$ 日の休業を実施することを提案し、また、団体交渉については、 Y_3 のみで応じると述べた。(甲19、乙11の5、第1回審問U証言p15~16、第2回 y_1 証言p17)
- (9) 同月6日、上記(8)の Y_3 の提案について、組合は、実質的に Y_3 は Y_1 の運輸部門として存在しているのであるから Y_1 の支援も考えられるにもかかわらず、 Y_1 からの支援が行われないことが原因であるとして、 Y_3 が夏季一時金の支給や未払賃金の支払を行わず、賃金カットや休業を実施することに反対し、1週間以内に誠意ある団体交渉の申入れがない場合は争議等の行動に入る旨を記載した Y_1 及び Y_3 あての通告書をファクシミリで送付するとともに、 y_1 取締役に電話で連絡した。同月16日午前7時40分頃、組合は、 y_1 取締役に対し、始業時刻である午前8時からストライキを行うことを通告したが、午前8時前になって、 y_1 取締役が話合いに応じる旨を述べたので、ストライキを中止した。(甲7、8、19、第1回審問U証言 $p_16\sim17$)
- (10) 同月27日、K書記長は、 y_1 取締役と面談した。 y_1 取締役は、 I が自社処理能力を持つことになったため、 Y_1 の業務の一部が 3 か月後にはなくなる旨を述べ、 (Y_3) の先行きは非常に暗い状態になっている。」と説明した。

同年8月1日、K書記長は y_1 取締役と面談し、組合が Y_3 の全資産を譲り受け、 Y_1 の全ての運送業務を引き継ぐことで事態を打開することを提案し、 Y_1 に持ち帰って検討するよう求めたが、数日たっても y_1 取締役から正式な回答がなかった。同月6日、

K書記長は y_1 取締役に再度面談を申し入れ、上記提案への回答を求めたが、 y_1 取締役から前向きの回答は得られず、同月11日に団体交渉を実施することを決めて面談は終了した。

(甲19、57、第2回審問K証言p11~21)

- (II) 同月11日、 Y_3 との第6回団体交渉が実施された。 y_1 取締役は、給料を支払った後の現金は数十万円で、 Y_3 の赤字は膨らむ一方であり、 Y_3 を同年9月30日に解散し、全従業員を解雇する旨を述べ、これは提案ではなく、通告である旨を述べた。組合員が Y_1 はどうするのかと質問したところ、 y_1 取締役は、 Y_1 は存続するが Y_1 の経営の見通しも暗い旨を述べた。(甲19、乙11の6、第1回審問 V_1 証言 p 17、第2回審問 V_1 証言 p 19)
- (12) 同年8月12日、y₁取締役らは、非組合員の従業員を対象に、会社を同年9月30日に解散し、全従業員を解雇する旨を口頭で説明しようとしたが、組合員からの抗議を受け、全従業員を対象とする説明会に切り替えて実施した。同年8月19日、組合は、Y₃解散・全従業員解雇という上記(11)の通告(以下「Y₃解散・全従業員解雇の通告」という。)の撤回を求めて午前8時の始業時刻から午後5時の終業時刻までストライキを行った。(甲9、19、第2回審問y₁証言p19)
- (13) 同年9月3日、組合はY₁及びY₃に対し、①Y₃解散・全従業員解雇の通告の撤回、②Y₃解散・全従業員解雇と判断せざるを得なかった根拠資料の提示と丁寧な説明を議題とする団体交渉を申し入れたが、両社は団体交渉に応じなかった。

組合は、同月15日にストライキの実施を予定していたところ、 Y_1 及び Y_3 は前日になって突然、同月15日を臨時休業とした。 (甲10、第1回審問U証言 p $18\sim19$)

(14) 同月18日、 Y_3 は臨時株主総会を開催して同月30日をもって解散することを決定し、Oを清算人に選任した。同月25日、 Y_3 は従業員に対し、事業の廃止のため、同年9月30日をもって解雇する旨の同年8月12日付け「解雇予告通知書」を送付した。

同年9月25日、組合は当労働委員会に対し、Y₃及びY₁を被

申立人として労組法第7条第2号に係る不当労働行為救済申立てを行った(10号事件)。

同月30日、 Y_3 は、従業員に対する説明会を行って解散し、同日、Oを代表清算人として解散登記を行った。

(甲1の3、12、13、95~100、乙8)

(5) 平成18年9月から平成21年8月までの期間のY₃の貸借対照表及び損益計算書は、別表2及び3のとおりであるが、貸借対照表を、平成19年8月31日現在、平成20年8月31日現在、平成21年8月31日現在の3期について比較すると、平成21年8月31日現在において、1億1千万円の長期借入金、510万円の短期借入金とも全額返済されており、有形固定資産のうち、1億4,300万円の土地(主たる事業に利用されていない土地)の全部と車両運搬具の一部が売却ないし除却されて借入金返済に充当されているほか、流動資産額も大幅に減少し、減少分の一部は借入金の返済に充当されたと推認できる。その結果、資産合計額は、前期の約7分の1にまで減少した。

また、損益計算書によれば、経常利益は、平成18年9月1日から平成19年8月31日まで及び同年9月1日から平成20年8月31日までの期間において、それぞれ1,465万円及び798万円を確保し、同年9月1日から平成21年8月31日までの期間には、売上高は2億5,366万円と前期の売上高4億1,058万円に比べて大きく減少しているものの、営業損失は1,008万円にとどまり、446万円の経常利益を確保したが、その期に固定資産の売却ないし除却によって3,860万円の特別損失を計上し、3,462万円の純損失となっている。その結果、平成21年8月31日現在の貸借対照表では繰越利益剰余金を1,987万円の赤字としているものの、なお1,513万円の純資産額を保持している。

さらに、資金繰り実績表では、経常収支の過不足は、平成20年9月から平成21年8月までの期間において467万円の黒字となっている。

(甲61、乙 $1\sim3$ 、6)

3 Y₃解散後の経緯

(1) 平成21年10月8日、Y₁は、本社敷地が手狭であるとの理由で、兵庫県から今在家の土地を6億302万1,680円で購入し、同月29日所有権移転登記を行った。なお、今在家の土地については、平成20年10月頃に兵庫県において分譲に係る意向調査が実施されており、その上で分譲の応募登録期間は平成21年7月28日から同月31日まで、応募書類の提出期間は同年8月10日から同月12日までとされていた。

 Y_1 は、28,000㎡を超える今在家の土地を購入後、9,000㎡を超える新工場を建設した。新工場は、同年12月2日に建築確認がなされ、平成22年6月頃完成した。

また、今在家の土地には、同年 3 月 1 0 日に債務者を Y_1 とし V 信用金庫を根抵当権者として、極度額 6 億円の根抵当権が設定 された。

(甲29の1~3、54の2、82、83、90、112)

- (2) 平成21年10月20日、組合は当労働委員会に対し、Y₃及びY₁を被申立人として労組法第7条第1号及び第3号に係る不当労働行為救済申立てを行った(13号事件)。同年12月4日、当労働委員会は、10号事件と13号事件の審査を併合した。
- (3) 平成22年3月8日、株式会社Y2が設立された。代表取締役はy3、本店所在地はy3の住所である姫路市〇〇である。(甲101)
- (4) 同月18日、組合は Y_1 及び Y_3 が決算報告書等を提出するよう 求めて労働委員会に物件提出命令申立てを行った。
- (5) Y_1 及び Y_2 は、同年 7 月 2 3 日付けで、兵庫県に対し、今在家の土地の所有権を Y_1 から Y_2 に移転することについての承認申請を行った。 Y_2 が同日付けで兵庫県に提出した書面では、土地の用途は「製鉄、製鋼原料及び非鉄金属屑全般の買入・製造・販売等」であり、本件土地における操業開始予定は同年 8 月 9 日とされていた。

同年7月30日付けで兵庫県はY₂への所有権移転を承認した。 兵庫県の決裁書の「所有権移転等承認の理由」欄には、兵庫県が Y_1 との平成 2 1年 1 0月 8 日付け土地売買契約において 1 0年間禁止されている所有権の移転を承認する理由として、「㈱ Y_1 が本件土地に建築した事務所・パイレン処理場・機械プラント据付棟・成品、原料ヤード・成品置場・ヤード、置場・屋外プラント等を原始取得して、㈱ Y_2 によって、土地利用計画書記載のとおり㈱ Y_1 と同様の土地利用がなされること。」「㈱ Y_2 が安定的な事業の継続に必要な組織・ノウハウ・資産等を有し、姫路港において海上貨物の取扱い、岸壁、ふ頭用地等の港湾施設の利用がなされること。」が記載されていた。

(甲84、90~93)

- (6) 同年8月2日、Y」は今在家の土地及び新工場をY2に売却した。また、同月24日、今在家の土地に設定された根抵当権の債務者がY」からY2に変更された。(甲80の1~3)
- (7) 同年 9 月 1 7 日、 y_3 は Y_2 の代表取締役を辞任し、 y_2 が代表取締役に就任した。同年 1 2 月 1 3 日、組合は当労働委員会に対し、被申立人として Y_2 を追加する申立てを行った。同月 2 4 日、 Y_2 は本店所在地を y_3 の自宅から今在家の土地に移転した。(甲 1 0 1)
- (8) 平成23年1月20日及び6月13日、組合はY2の本店事務所を訪問し、①Y1及びY3の事業を継承した会社として、両社によって解雇された組合員の原状回復(運転手への復職)について責任を持つこと、②Y2の設立の経緯及び事業内容並びにY1及びY3との関係について明らかにすることを議題とする団体交渉を申し入れた。同年1月20日は、最初はL課長が、次にy1取締役が対応した。y1取締役の通報により出動した飾磨警察署員が事情聴取をしているときに、代表取締役y2が戻ってきたが、Y2は無関係である旨を述べた。同年6月13日は、R取締役及び代表取締役y2が対応し、Y2は無関係である旨を述べ、飾磨警察署に通報した。(甲87、102、103、104の8、105の4、第6回審問U証言p24、p30~35)
- (9) 同年3月3日、上記(7)の申立てについて、当労働委員会はY₂を被申立人として追加する決定を行った。

- (10) 同年11月24日、当労働委員会は上記(4)の物件提出命令申立 てを却下した。
- (11) Y_3 の解散後、 Y_1 は引き続き鉄関連業務を行っており、 Y_3 が行っていた運送業務は他の運送会社に発注し、 Y_3 は所有していた「Jカラー」の車両を含む 2 5 台を他の運送会社に売却した。 Y_3 が売却した「Jカラー」の車両は、 Y_1 のほか、 Y_2 の構内にも出入りし、 Y_1 の重機は Y_2 の構内でも使用されていた。また、 Y_2 においては、L課長をはじめとする Y_1 の従業員や Y_1 の代表取締役である Y_1 が働いており、 Y_3 において使用していたものと同様の無線機を使用し、 Y_3 が事業を行っていたときと同様の方法で無線連絡をしていた。(甲104の8、105の1~4、106、116、127、乙10の1~11、第2回審問 Y_1 証言 P_2 0~22、第4回審問 P_3 1、第6回審問U証言 P_3 2 3~36)
- (12) Y_1 の本店所在地の土地は、平成 2 1 年 3 月に y_3 の三女の夫である M が取締役に就任している W 株式会社に売却され、 Y_1 は同社から当該土地を賃借している。また、平成 2 4 年 2 月には、 Y_1 の看板が取り外され、鉄関連業務は操業していなかった。 運送車両等の駐車場として使用していた土地も、平成 2 4 年 1 0 月には重機はあるが、運送車両はない状況であった。(甲 3 6 、 3 8 の 7 、 7 7 、 8 5 0 4 \cdot 5 、 8 6 、 1 1 1 1 3)
- (13) 同年 5 月 3 1 日、組合は、Y₃を被申立人とする不当労働行為 救済申立てを取り下げた。

第5 判断

- 1 Y_1 が、組合による平成 2 1 年 9 月 3 日付け団体交渉申入れに応じていないことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか。(争点 1)
 - (1) Y₃とY₁の関係について
 - ア 組合は、組合員の雇用主である Y_3 は Y_1 により実質的、現実的に支配されており、 Y_3 は実質的に Y_1 の鉄関連業務の一運輸部門に過ぎず、その法人格は形骸化しており、 Y_3 は組合員の

形式上の使用者であるに過ぎず、 Y_1 が使用者であると主張する。

それに対して、被申立人Y」は、Y3とY1は、登記上別会社

であり、親子会社の関係にもなく、連結決算も行っておらず、さらに専属的取引関係があるわけでもなく、 Y_1 が Y_3 を現実的統一的に管理支配していたわけでもないことから、 Y_1 は Y_3 の従業員の使用者には当たらないと主張するので、以下判断する。 一両社の資本面についてみると、 Y_3 が有限会社であった平成 18年9月頃までの間において、 Y_1 が出資していた時期があるものの、 Y_3 が株式会社となった同年9月以降、 Y_1 が Y_3 の株式を所有したことはなく、 Y_3 が解散した平成 21年9月当

しかし、両社の株主についてみると、 Y_3 が株式会社となった平成18年9月以降の Y_3 の株主は、N、O、P、 y_2 及びQの5人であり、同時期の Y_1 の株主はこの Y_3 の株主5人と y_3 である [第4の1(5)]。以上のとおり、両社の株主は、 y_3 及びその親族で独占されていた。

時は資本関係がなかった。

また、両社の役員についてみると、同月以降の Y_3 の役員は y_3 、N、O、 y_1 、 y_2 及びQの 6 人であり、このうち y_3 及びOが代表取締役に就任している。同時期の Y_1 の役員は、上記の 6 人にP及びI から出向していたRが加わり、代表取締役には y_3 、その辞任後はO及び y_1 が就任し、その後Nも就任している。すなわち、 Y_3 の役員はすべて Y_1 の役員である〔第4の1(5)〕。以上のとおり、両社の役員は、R 1 人を除いて y_3 及びその親族で独占されていた。

ウ 加えて、両社の間には、次のような事情もある。まず、両社の営業用財産の使用状況をみると、両社の本店事務所は同じ建物内の同じ部屋を使用し、ファクシミリの番号は共通であり、タイムレコーダー等の備品も共同で使用していた。 Y_3 の運送車両等の駐車場として使用していた土地は、 Y_1 が賃借し、賃貸料の半分は Y_3 が負担していた。 Y_3 の運送車両と Y_1 の重機は通し番号を付して管理されていた [第4の1(6)]。

次に、両社の会計をみると、 Y_3 の売上げや支払に関する経理、従業員の給料計算及び税務は、別々に処理されていたものの、すべて Y_1 の役員又は従業員が行っていた。

また、 Y_3 の従業員はL課長及びMを除き運送車両の運転手のみであり、 Y_3 の運転手が従事する運送業務の配車や運転手に対する指揮命令は、 Y_1 の従業員で、 Y_3 に出向していたL課長が行い、同人の給料は Y_1 から支払われていたほか〔第4の1(2)〕、社員旅行等の社内行事も両社共通で行うなど両社は組織的に一体的かつ混同して事業を行っている状況にあった。

さらに、平成18年9月以降の Y_3 の運送業務の取引先をみると、ほとんど Y_1 からの発注によるものであり、 Y_1 及び Y_3 の両社が構内用及び運転手用無線機を用いて構内の交通整理を行っていることからすると [第4の1(6)]、 Y_3 の運送業務の遂行において、両社はきわめて密接な関係にあると考えられる。

エ 上記イ及びウを考慮すると、 Y_1 及び Y_3 は、両社の創業者である y_3 及び両社の株主又は役員であるその親族(以下併せて「Z 一族」という。)が鉄関連業務を中心とする各種の事業経営を遂行するための手段として設立し、又は経営する会社であり、実質的にZ 一族の下で一体性を持つ経営体を構成していたのであって、その中で Y_3 は、鉄関連業務を行う Y_1 の運輸部門として機能していたものと認められる。

団結権を侵害する行為を不当労働行為として排除、是正して 正常な労使関係を回復することを目的とする労組法第7条の目 的にかんがみると、同条でいう使用者性を判断する上では、仮 に私法上法人格を否認するための要件を充足しないとされる場 合であるとしても、両社に実質的に経営体としての一体性があ るという事情を重視すべきである。

(2) 団体交渉拒否について

平成21年9月3日、組合はY₁及びY₃に対し、①Y₃解散・全従業員解雇の通告の撤回、②前記通告に至った経営上の根拠資料の提示と丁寧な説明を求める団体交渉を申し入れたが、両社は団体交渉に応じなかった〔第4の2(13)〕。上記①及び②が義務的

団体交渉事項に該当することは明らかである。

上記(1) エのとおり、 Y_1 と Y_3 が実質的にZ 一族の下で一体性を持つ経営体を構成しており、両社は組合との団体交渉に共同して応ずるべきであって、 Y_1 は労組法第7条の使用者として認めるのが相当であり、 Y_1 は、 Y_3 の解散及び組合員の解雇について正当な理由なく団体交渉に応じなかったものであるから、労組法第7条2号の団体交渉拒否に該当すると判断する。

- 2 Y_1 が、 Y_3 の解散を理由として組合員を解雇したことは、組合及び組合員の排除を目的とした不利益取扱い及び支配介入に当たるか。 (争点 2)
 - (1) 組合は、 Y_3 の解散については、業績が悪化したとはいえず、組合と組合員を排除するために、 Y_3 、 Y_1 並びに y_3 及びその親族が共謀して組合嫌悪により Y_3 を解散し、従業員を解雇したものであって、偽装解散であるから、組合員の解雇は不利益取扱い及び支配介入に当たると主張する。

それに対して、被申立人 Y_1 は、 Y_3 の業績は、リーマンショック以降の不況により急速に悪化し、 Y_1 の取扱数量の減少に伴って Y_3 の売上も減少し、資産の売却により債務を圧縮し、役員報酬をカットするなどの経営努力を行ったにもかかわらず、経営状況は悪化の一途をたどり、資金繰りのショートが目前に迫ったために解散を決定したものであって、組合員の解雇は不利益取扱い及び支配介入に当たらないと主張するので、以下判断する。

(2) Y₃及びY₁の経営状況について

 Y_3 の経営状況をみると、 Y_3 の平成 2 1 年 8 月 3 1 日現在の貸借対照表では、資産合計額は、前期の約 7 分の 1 にまで減少しているが、なお 1 , 5 1 3 万円の純資産額を保持しており〔第 4 の 2 15 〕、債務超過には至っていない。

Y₃の損益計算書によれば、平成18年9月から平成21年8 月までの期間において、売上高は減少しているものの、経常利益 は3期連続の経常黒字を確保しているほか、平成21年8月31 日現在の貸借対照表において1億1,510万円の長短期の借入 金が全額弁済され、なおかつ平成20年9月から平成21年8月 までの期間の資金繰り実績表における経常収支の過不足は467万円の黒字となっている〔第4の2個〕ので、支払不能の状態に陥ったとは認められない。

よって、Y。は解散が不可避な状況であったとはいえない。

付け加えると、鉄関連業務を扱う Y_1 では、平成21年10月に本社敷地が手狭であるとして兵庫県から今在家の土地約2. 8 h a を約6億円で購入し、引き続いて延べ床面積9, 000㎡を超える新工場を平成22年6月頃には完成させている〔第4の3(1)]。このためには6億円を大きく超える資金の確保が必要であるが、少なくとも今在家の土地の分譲に係る応募登録期間の末日である平成21年7月31日には購入資金等の準備が整っていたと考えられる。そして、 y_1 取締役は、同月27日にIが自社処理能力を持つことになったため、 Y_1 の業務の一部が3か月後にはなくなる旨を述べているが〔第4の2(10)]、この発言について、平成22年10月28日の第4回審問における証人尋問において y_1 取締役は「現時点で大打撃まではいかない」と証言しており(第4回審問 y_1 証言p57)、 Y_1 は大きな打撃を受けていなかったと考えられる。

このような Y_1 の経営状態からみると、 Y_1 が Y_3 に対し運送業務を引き続き発注することに支障はないので、 Y_3 は Y_1 からの継続的な受注を期待し得る状況にあったといえる。

以上のことを考慮すると、 Y_3 の解散が決定された平成21年8月頃、リーマンショックの影響から Y_3 の売上高が減少したことは否めないものの、Z一族の下で一体性を持った経営体としてみると、鉄関連業務を行う Y_1 の運輸部門として機能していた Y_3 が、直ちに解散しなければならないほど財務状況が悪化していたと認めることはできない。

(3) Y₃の組合対応について

 Y_3 が解散を決定した時期は、組合の分会が結成され、 Y_3 が団体交渉を開始してからわずか 5 か月後である [第 4 の 2 (11)]。その間、 Y_3 は、従来支給していた特別手当及び愛車手当のカットを通告したが、団体交渉において、組合の要求により撤回せざるを

得なくなり、夏季一時金の不支給、賃金カットや休業の実施等いずれについても組合からの協力が得られず、合意に至るめどが立たない [第4の2(1)(4)(5)(9)] という労使関係が非常に緊張した状況にあったことが認められる。また、組合の分会の結成通知以後、Mが「組合をつくった首謀者を探せ」との指示を班長に出したり、組合員に対し、些細な行動を問題として始末書等の提出を求めたりしたこと [第4の2(2)(3)]、解散に関する説明会を組合員を排除して行おうとしたこと [第4の2(12)]、組合がストライキの実施を予定していたところ、前日になって突然に臨時休業にしたこと [第4の2(13)]、平成21年3月10日に組合員が Y_3 の本店事務所を訪問したときに y_1 取締役が組合の申入れに応じようとせず、警察署に通報したこと [第4の2(3)、3(8)] が認められ、 Y_3 は、組合結成以来一貫して対決姿勢をとっていることが認められる。以上のことからすると、 Y_3 は、組合を嫌悪していたということができる。

(4) 小括

 Y_1 及び Y_3 は、登記上別会社であり、資本関係もなく、決算や税務も別個に行われているなど外形上独立した企業として活動しているが、上記 1(1) エのとおり、 Y_3 は、鉄関連業務を行う Y_1 の運輸部門として機能しており、両社は、Z 一族の下で一体性を持つ経営体を構成しているといえるので、上記 (2) 及び (3) を考慮すると、 Y_3 の解散及び組合員の解雇は、このような両社が Z 一族の下で、不当労働行為意思に基づき、 Y_3 を解散して組合及び組合員の排除を行ったものと認めることができる。

組合員を解雇して、組合及び組合員を排除することは、不利益取扱いに当たることは明らかであるから、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当するとともに、組合員の解雇は、組合及び組合員を排除し、組合活動の弱体化を図るものであるから、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当すると判断する。したがって、 Y_3 及び Y_1 は、上記不当労働行為の責任を共同して負うべきものである。

3 Y₂は、Y₁の不当労働行為責任を承継したか(争点3)。

 Y_2 は、平成 2 2 年 3 月に設立された株式会社であり、 Y_1 と同様、製鋼原材料の加工及び販売等を目的としている [第 4 の 1 (4)]。

設立時の本店所在地は y_3 の住所地であり、設立時には代表取締役に y_3 が就任し、同年9月に y_3 の二女である y_2 が代表取締役となっていることから [第4の3(3)(7)]、 Y_2 は、 Y_1 や Y_3 と同様、Z一族が事業経営の手段として設立した会社であると認められる。

また、 Y_2 の構内では Y_1 の役員や従業員が働いており〔第4の3 (11)〕、 Y_2 は、Z 一族の下で、 Y_1 と一体となって鉄関連業務を行っている会社であると認められる。

 Y_2 は、同年 8 月に、 Y_1 が兵庫県から購入した今在家の土地及び同所に Y_1 が建設した新工場の譲渡を受けているが [第 4 の 3 (6)]、今在家の土地は、 Y_1 と兵庫県の間の平成 2 1 年 1 0 月 8 日付け土地売買契約において 1 0 年間所有権の移転が禁止されていたものであり、 Y_1 及び Y_2 からの所有権移転承認申請を兵庫県が承認したのは、 Y_2 によって Y_1 と同様の土地利用がなされることを確認することができたからであると考えられる [第 4 の 3 (5)]。 さらに、 Y_1 の本店所在地では看板も撤去されて、鉄関連業務は操業していない [第 4 の 3 (12)] が、 Y_2 の構内には「 Y_1 の重機が使用されている [第 4 の 3 (11)] ことを考慮すると、 Y_2 は、 鉄関連業務を実質的に Y_1 から引き継いでいると推認することができる。

本件不当労働行為は、上記 1 (2)及び 2 (4)で判断したとおり、Z 一族の下で一体性を持った経営体を構成していた Y_1 及び Y_3 が行ったものであり、 Y_2 は、本件不当労働行為時において存在しなかったものの、Z 一族の下で Y_1 と一体性を持った経営体を構成しており、 Y_1 から鉄関連業務を実質的に引き継いでいると認められることから、 Y_2 も本件不当労働行為の責任を負わなければならない。

第6 救済の方法

1 救済命令の名宛人について

Y₁が組合による平成21年9月3日の団体交渉申入れを拒否したことは、労組法第7条第2号の不当労働行為であると認められる

とともに、 Y_3 が解散し、それにより組合員を解雇したことは、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為であると認められ、上記第5の2(4)及び3のとおり、 Y_1 及び Y_2 が不当労働行為責任を負うものと認められる。

2 原職復帰の実現可能性について

被申立人 Y_1 は、組合員は Y_3 において運送車両の運転手として雇用されていたところ、 Y_1 は運送業務を行っておらず、営業ナンバーをつけた貨物自動車も保有していないから、現実問題として、組合員が Y_1 で原職復帰することは不可能であると主張し、また、被申立人 Y_2 も、運送業務は存在せず、組合員が就労すべき業務は存在しないと主張する。

しかしながら、 Y_3 は実質的に Y_1 の鉄関連業務の運輸部門として機能していたと認められるので、本件における原職復帰は、一般的に部門閉鎖の際に事業者が採り得る措置によって考えることが適当である。具体的には、 Y_1 又は Y_2 のいずれかにおいて、 Y_3 を解雇された時点において従事していた運送業務に組合員を従事させるか、又は両社と関係がある会社などに依頼して組合員が従事するのにふさわしい原職に相当する職務での就労機会を与える事業者を両社から提示することが考えられる。なお、組合は、賃金相当額に年6分の割合による遅延損害金を加算するよう求めているが、年5分の割合による金員を付加して支払うよう命じることが相当であると判断する。このことから主文第1項及び第2項のとおり命じる。

- 3 上記1の不当労働行為について、今後同様の行為が繰り返される おそれがないとはいえないので、 Y_1 及び Y_2 に対し、主文第3項の とおり命じる。組合は、謝罪文の掲示及び交付並びに誓約文の掲示 を求めているが、主文第3項の程度をもって足りると判断する。
- 4 Y₁が組合による平成 2 1 年 9 月 3 日の団体交渉申入れを拒否したことは、労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為であると認められるが、組合が団体交渉を申し入れた議題は、いずれも Y₃の解散及び組合員の解雇に関するものであり、これについては主文第 1 項ないし第 3 項のとおり命じるのであるから、団体交渉の応諾を命じる必要性はないものと判断する。

第7 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定を適用して、主文のとおり命令する。

平成25年8月20日

兵庫県労働委員会

会長 滝 澤 功 治

別表1 Y₃・Y₁・Y₂の役員の構成

 Y_3

氏 名	y ₃ との 続柄	平成 18 年 9 月 6 日 現在	平成 21 年 4月1日 現在	平成 21 年 9月 30 日 現在
У 3	本人	代表取締役		_
N	妻	取締役		_
О	長男	代表取締役	代表取締役	代表清算人
У 1	長女 の夫	取締役	取締役	_
У 2	二女	取締役	取締役	_
Q	三女	取締役	取締役	_

(注) 甲第1号証の3により作成

 Y_{1}

	у 3	平成 18 年	平成 19 年	平成 21 年	平成 21 年	平成 24 年
氏 名	との	5月25日	3月25日	3月25日	6月11日	2月25日
	続柄	現在	現在	現在	現在	現在
Уз	本人	代表取締役	代表取締役	取締役	取締役	
N	妻	取締役	取締役	取締役	代表取締役	
О	長男	取締役	取締役	代表取締役	代表取締役	
P	長女	取締役	取締役	取締役	取締役	
У 1	長女 の夫	取締役	取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役
У 2	二女	監査役	監査役	監査役	取締役	
Q	三女	取締役	取締役	取締役	監査役	
R		取締役				_

(注) 甲第 115 号証により作成

 Y_2

氏 名	y 3 との 続柄	平成 22 年 3 月 8 日 現在 (会社設立)	平成 22 年 9 月 17 日 現在	平成 23 年 1 月 24 日 現在
У 3	本人	代表取締役		_
S	長男 の妻	取締役	取締役	取締役
У 2	二女	取締役	代表取締役	代表取締役
R		_	取締役	取締役
T				取締役

(注) 甲第 101 号証により作成

別表 2 Υ 3 の 貸借対照表

(単位:千円)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
	8月31日現在	8月31日現在	8月31日現在
資産の部			
流動資産	59, 607	55, 271	25,942
うち現金・預金	21,076	26, 577	13, 385
固定資産	154, 431	152, 909	4,661
うち土地	143,000	143,000	_
うち車両運搬具	10, 559	8,669	3,796
資産合計	214, 038	208, 181	30,603
負債の部			
流動負債	51, 691	48, 428	15, 473
うち短期借入金	17, 760	5, 100	0
うち未払金	25, 282	37,094	13,921
固定負債	117, 700	110,000	0
長期借入金	117, 700	110,000	0
負債合計	169, 391	158, 428	15, 473
純資産の部			
株主資本	44, 647	49, 753	15, 130
うち資本金	35,000	35,000	35,000
うち利益剰余金	9,647	14, 753	△19,869
繰越利益剰余金	9,647	14, 753	△19,869
純資産合計	44, 647	49, 753	15, 130
負債・純資産合計	214, 038	208, 181	30,603

(注) 乙第1号証ないし第3号証から抜粋して作成(千円未満切捨て)

別表3 Y₃の損益計算書

(単位:千円)

I		
平成18年9月1日~ 平成19年8月31日	平成19年9月1日~ 平成20年8月31日	平成20年9月1日~ 平成21年8月31日
418, 511	410, 576	253,661
8, 575	8,700	5,240
384, 342	388, 405	239, 336
42,743	30, 871	19,535
25, 407	31, 453	29,616
17, 336	△ 582	△10,080
1,614	12, 161	16,976
4,304	3,601	2,440
14, 645	7, 977	4, 455
0	0	708
_	_	708
0	0	38,600
_	_	38,600
14,645	7,977	△ 33, 436
8,914	5, 105	△ 34, 622
	平成19年8月31日 418,511 8,575 384,342 42,743 25,407 17,336 1,614 4,304 14,645 0 — 0 — 14,645	平成19年8月31日 平成20年8月31日 418,511 410,576 8,575 8,700 384,342 388,405 42,743 30,871 25,407 31,453 17,336 △582 1,614 12,161 4,304 3,601 14,645 7,977 0 0 0

(注) 乙第1号証ないし第3号証から抜粋して作成(千円未満切捨て)